

# 再生資源の利用の促進について

平成 3 年 10 月 25 日  
建設省技調発第 243 号

各地方建設局長  
建設大臣官房技術審議官から 北海道開発局長 あて  
沖縄総合事務局長

平成 3 年 4 月 26 日付けで公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年 10 月 25 日から施行されたところである。

建設工事において再生資源の利用を促進するためには、建設工事の発注者の役割が重要であり、建設工事の実施にあたっては、本法を踏まえ再生資源の利用の促進に努めることが必要である。

については、建設工事の実施にあたり、下記事項について十分留意のうえ、建設工事の請負者と相互に協力しつつ再生資源の利用の促進に努められたく通知する。

なお、建設経済局長より建設業者団体の長あてに別添の通知がなされたところであるので申し添える。

## 記

### 1 再生資源の利用

(1) 再生資源の利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第 2 条第 2 項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種に定められたところである。

建設工事の発注を行うに際しては、法第 4 条に基づき再生資源を利用するよう努めること。

この場合、再生資源の利用の促進に関する基本方針(平成 3 年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省告示第 1 号。以下「基本方針」という。)に基づいて実施すること。

(2) 設計にあたっては、品質等に配慮しつつ可能な限り再生資源を利用することに努めること。

利用する場合は、必要な事項を設計図書において明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

(3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、再生資源について資材として価格を設定する場合は、地域の実態に則した実勢価格の把握に努めること。

### 2 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

(1) 法第 2 条第 5 号の規定に基づく指定副産物として、建設業では、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊及び木材が定められたところである。

建設工事の発注を行うに際しては、可能な限りこれらの建設業に係る指定副産物を再生資源として利用することを促進すること。

この場合、基本方針に基づいて実施すること。

(2) 設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制に資する施工方法又は資材の選択に努めること。また、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を踏まえ、

可能な限りに工事現場における建設副産物の分別並びに破碎又は切断、再資源化施設等への搬出等を条件として付することに努めること。

これらについて、必要な事項を設計図書において施工条件として明示すること。また、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更により適切に対応すること。

(3) 積算にあたっては、必要な費用を計上すること。特に、工事現場から再資源化施設等までの運搬費用及び再資源化施設の受入れに要する費用等を適正に計上すること。

3 各事業執行機関における再生資源の利用の促進を図るため、地方建設局と地方公共団体等との緊密な連携を図り、情報交換を活発に行うこと。

〔別添 略〕